

【47解読文】埼玉・群馬県郡界ニ付協議（明治二十三年：一八九〇）（A）

（表紙）

「自明治二十三年十月至同廿九年
議事部
郡市町村区域

（朱印）

永年保存

知事官房

」

⑩（佐藤）

⑩

（朱書）

「第九〇七号」

⑩

利根川ヲ隔テ、御県下ト当県下トノ郡境界ニ於テ、交互
（利根川を隔（へだ）て、御県下と当県下との郡境界に於いて、交互）

散在スル村落又ハ飛地之義ニ付、本年六月十七日付第六
（散在する村落又は飛び地の義に付、本年六月十七日付第六）

三三号ヲ以テ、郡制施行前、其組替ヲ為シ、両県ノ県界

（三三号を以（もつ）て、郡制施行前、其（そ）の組み替えを為（な）し、両
県の県界）

ニ当ル郡界ヲ変更致度旨、及ニ御協議ニ置候処、爾来

（に当たる郡界を変更致し度旨、御協議に及び置き候処、爾来（じらい））

御調査之御都合如何相成居候哉、右ハ大体上ニ於テ御

（御調査の御都合如何（いかが）相成り居り候哉、右は大体上に於いて御）

同意ニ候ハ、本県ニ於テハ去月一日付訓第二七号ヲ以テ、内

（同意に候はば、本県に於いては去月一日付け訓第二七号を以て、内）

務大臣ヨリ訓令ノ府県制・郡制施行ニ付、取扱方心得第五

（務大臣より訓令の府県制・郡制施行に付、取り扱い方心得第五）

項ニ依リ、関係町村会ノ意見ヲモ徴スヘクト存候、御県ニ

（項に依（よ）り、関係町村会の意見をも徴すべくと存じ候、御県に）

於テモ同様御取扱相成候事ニ可レ有レ之哉、御調査振承

（於いても同様御取り扱い相成り候事にこれ有るべき哉、御調査振り承）

知致度、将又右関係書類徴取ノ上、内務大臣へ連署ヲ

（知致し度、将又（はたまた）右関係書類徴取の上、内務大臣へ連署を）

以テ稟申可レ致義ニ候処、此稟申書ハ本県ニ於テ草製
〈以て稟申（りんしん）致すべき義に候処、此（こ）の稟申書は本県に於いて
草製〉

ノ上、御回付ニ及ヒ候様可レ致哉、左候得ハ御調査結了次

〈の上、御回付（かいふ）に及び候様致すべき哉、左候えば御調査結了次〉

第、一切之關係書類御回付被レ下度、予メ御協議致置

〈第、一切の關係書類御回付下され度、予（あらかじ）め御協議致し置き〉

度存候、右ハ郡制施行事務取調方、追々着手致居

〈度存じ候、右は郡制施行事務取り調べ方、追々着手致し居り〉

候ニ付、大体ノ御意見且其取扱方等至急承知致度、

〈候に付、大体の御意見且（か）つ其の取り扱い方等至急承知致し度、〉

此段更ニ及ニ御協議ニ候也

〈此の段更に御協議に及び候也〉

明治二十三年八月八日 埼玉県知事 小松原英太郎印

群馬県知事 佐藤與三殿